

随意契約の契約状況表

(選挙管理委員会事務局)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中	随意契約の理由
1	選挙管理委員会 事務局	参議院議員通常選挙 における選挙公報等配 布業務委託	令和7年7月18日	大分市府内町3丁目9番 15号 株式会社大分合同折込広 告センター	7,287,060	7号	令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における選挙公報は、大分県選挙管理委員会が発行し、各市町村選挙管理委員会が選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の2日前までに配布しなければならないこととされている(公職選挙法第170条第1項)。選挙公報を県から7月5日午後 to 受け取る予定である。選挙公報等の配布は、県から受領してから各世帯への配布期限が短いことから、平成21年執行の衆議院議員総選挙から、それまでの自治委員による配布から業者による配布に変更したところである。 業者の選定について検討したところ、市内全世帯に配布することの対応が可能な業者は、郵便事業株式会社大分支店と株式会社大分合同折込広告センターの2社だけである。 この2社について比較検討すると、郵便事業株式会社大分支店の場合は、配布する公報等を配達地域指定冊子小包として取り扱うので、公報1部ごとにビニール袋等に封入するか帯封を巻くことが定められており、定額の配達料金1部164円に加え封入等に要する費用が1部15円程度かかることとなっている。 さらに、公報等は選挙人が居住していない企業等の法人にも配送するため、配布対象件数が市の登録世帯より約1万5千件多くなる。 一方、株式会社大分合同折込広告センターの場合は、実際に居住している世帯に通常の新聞配達と同じ要領、方法で配布するので、郵便事業株式会社大分支店が取り扱う配達地域指定冊子小包のように封入等の作業やそれに伴う費用、余分な法人への配布料も不要となっている。 また、同社は、過去19回、全戸に公報等を配布した実績があり、その価格は1部につき令和2年度までは16円、令和6年からは30円で契約をしており、時価に比べて著しく有利な価格で同社と契約することができる。